

土木工事共通仕様書 関係基準

Live 立会・Web 会議実施要領

2020 年 12 月

阪神高速道路株式会社

目 次

第1節	目 的	1
第2節	対象について	1
第3節	その他の適用基準	1
第4節	Live 立会等実施の準備	1
第5節	Live 立会等の実施について	1
第6節	電子野帳の使用について	3

第1節 目的

本手引きは、土木工事共通仕様書に定める Live 立会（遠隔臨場）及び Web 会議（以下「Live 立会等」という。）を適切に実施し、受発注者の業務効率化を図ることを目的として、Live 立会の実施に関する基本的な事項を定めるものである。

第2節 対象について

この手引きは、土木工事共通仕様書を適用する工事を対象とする。なお、Live 立会等の実施にあたっての詳細は監督員と協議の上、施工計画書に記載すること。

第3節 その他の適用基準

Live 立会等に際しては、この要領の他に国土交通省が策定した「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」（令和2年3月策定）、「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）」（令和2年3月策定）を適用することができる。

第4節 Live 立会等実施の準備

Live 立会等の実施にあたっては、受発注者で以下の確認等を行うこと。

- (1) 工事内容及び施工計画書を踏まえ、Live 立会等を実施する検査内容、機器構成、機器の使用等について受発注者での確認。
- (2) 上記内容について、施工計画書への記載。
- (3) 記録及び配信に関する機器、使用するアプリケーション等の手配。
- (4) 検査の実施にあたり、事前に受注者と双方向通信試験を実施。

第5節 Live 立会等の実施について

(1) Live 立会等に関する仕様

Live 立会等の仕様については、表-1 に示す映像と音声の「撮影」及び「配信」に関する仕様を満たすことを基本とする。

※当社は、「Microsoft Teams」を基本アプリケーションとして使用している。

なお、使用するアプリケーションを当該アプリケーションに限定するものではなく、受発注者間での Live 立会等実施前の協議において決定すること。

※「Microsoft Teams」の具体的な操作方法については、「Hi-TeLus 利用マニュアル（参考）操作方法について」を参照のこと。

表-1 Live 立会等アプリケーションの仕様

項目	推奨する基本仕様 (Microsoft Teams + Hi-TeLus 端末 による規格上の仕様と同等)	最低限の仕様 (国土交通省「建設現場の遠隔臨場 に関する試行要領(案)と同等)
映像	解像度：HD (1280×720) 以上	解像度：VGA (640×480) 以上
	フレームレート：30FPS 以上	フレームレート：15FPS 以上
音声	マイク： モノラル (1チャンネル) 以上	マイク： モノラル (1チャンネル) 以上
	スピーカー： モノラル (1チャンネル) 以上	スピーカー： モノラル (1チャンネル) 以上
映像・ 音声	転送レート (VBR)： 平均 1Mbps 以上 (上り・下りとも)	転送レート (VBR)： 平均 1Mbps 以上 (上り・下りとも)

注 1) Web 会議システムについてはベストエフォート型でサービス提供されることが多く、また、通信環境に応じて映像を自動調整される場合がある。そのため、上記仕様は Live 立会等において常時保証を求めるものではなく、Web 会議システム選定時における目安とすること。

注 2) Web 会議システムの特徴(上記注 1)) より、各サービスから提供される仕様が上記を満たすことを確認するとともに、Live 立会等実施前に受発注者間で双方向通信試験を実施し、対象とする検査等が適切に実施可能なサービスであるか予め確認を行うこと。

注 3) Live 立会場所・内容に機密性の高い情報等が含まれる場合や Web 会議として利用する場合は、上記に加え以下の機能等を有しておくこと。

- ・通信情報の暗号化 (SSL 暗号化や AES 暗号化等)
- ・Live 立会参加者制限機能 (ワンタイム URL や ID・パスワード等)

(2)費用の負担

Live 立会等で使用する機器は受注者が所有又は工事実施のためにリースする機器の使用もしくは当社が所有する Hi-TeLus 端末を貸出することとし、費用については計上しない。

ただし、受発注者協議の上、やむを得ずリース等せざるを得ないと認め、発注者が指示した場合は、その費用について協議する。

《留意点》

従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費の一部として率計上されているため、Live 立会等に伴う費用の協議にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を協議対象とする。

なお、費用の計上は、受注者から見積もりを徴収し、協議を行う。

(3)実施方法

受注者は、施工計画書に従い、検査に必要な情報や資料についてカメラ及び画面共有を用いて表示する。また、受注者は Live 立会等の映像と音声を配信するのみであり、発注者が指示した場合を除き、基本的に記録と保存を行う必要はない。

なお、受注者又は発注者が Live 立会等を希望する場合は、検査日時の調整の際、又は検査願提出時に、その旨を相手方に連絡すること。

また、Live 立会を実施した場合、その旨を記録すること。

[受注者] 品質確認結果報告書を提出する際、Live 立会等である旨を記載

[監督員] 品質確認結果報告書を確認する際、Live 立会等にて実施した旨を記載

《留意点》

受注者は施工現場外の公的ではない建物の内部等ができる限り映り込まないように留意すること。

第6節 電子野帳の使用について

Live 立会当を実施するにあたって、立会時の記録については、基本的に電子野帳アプリ又は品質確認資料を画面共有することで記録の確認を行う。

《留意点》

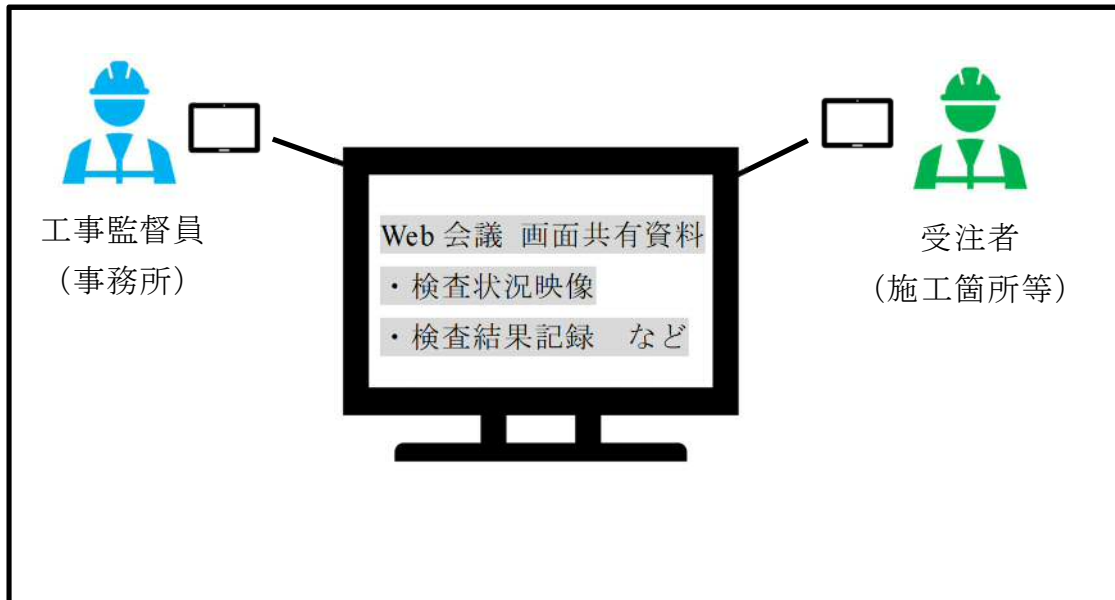
- ・当社は、「eYACHO」を電子野帳の基本アプリケーションとして試行利用している。なお、使用するアプリケーションを当該アプリケーションに限定するものではなく、受発注者間での Live 立会実施前の協議において決定すること。

- **Live** 立会等に限らず、従来の現地立会においても電子野帳の利活用を推奨するとともに電子小黒板の利活用を推奨する。

【参考】Live 立会利用例

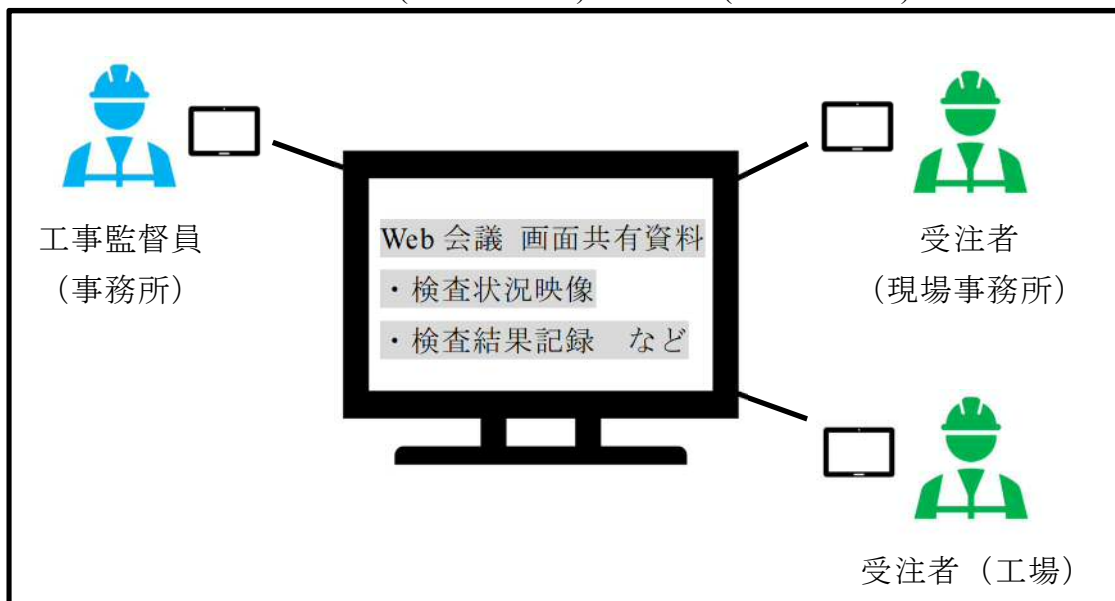
[場 面] 現場等における品質確認検査

[参加者] 発注者・受注者



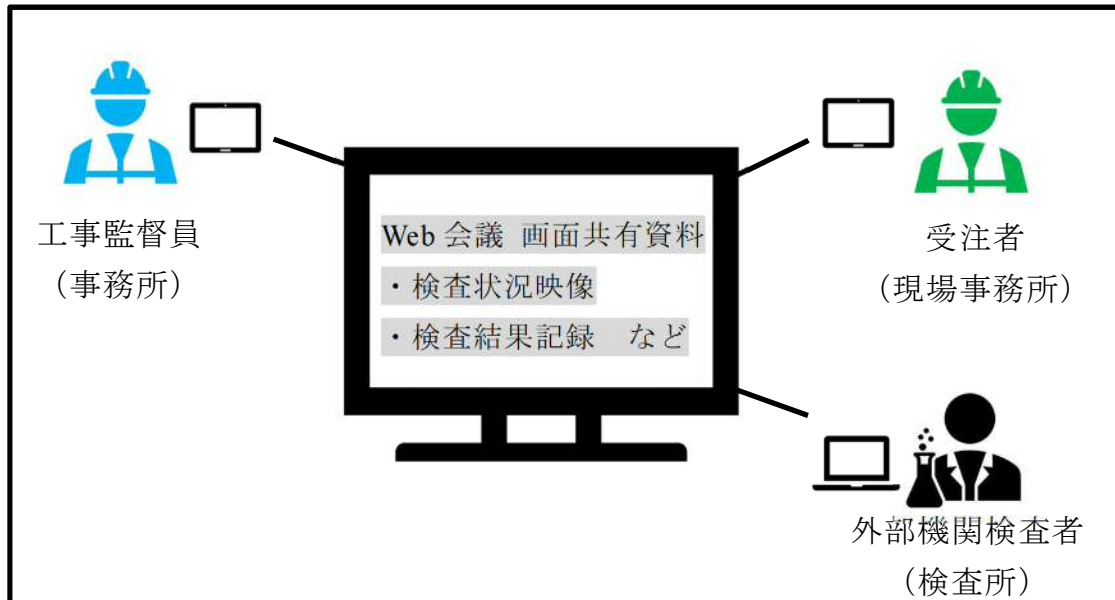
[場 面] 工場等における品質確認検査

[参加者] 発注者・受注者(現場技術者)・受注者(工場技術者)



[場 面] 外部機関における品質確認検査

[参加者] 発注者・受注者・外部機関検査者



[場 面] Web 会議形式による設計打合せ

[参加者] 発注者・受注者 (+設計コンサルタント)

